

被 処 分 者	認 定 番 号	三重県公安委員会 第 238 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	カエル運転総合サービス
	主たる営業所が所在する市区町村	伊賀市
処 分 年 月 日	令和 6 年 4 月 11 日	
処 分 内 容	認定の取消し	
処 分 理 由	法律第 3 条第 2 号に規定する欠格要件に該当するた め。	
根 拠 法 令	法第 7 条第 1 項第 2 号	
処分を行った公安委員会	三重県公安委員会	